

平成24年8月10日

厚生労働省年金局
企業年金国民年金基金課 御中

一般社団法人 信託協会
年金専門委員会

パブリックコメントへの意見（確定給付企業年金法施行規則等の見直し）について

平成24年7月27日付で意見募集のあった「確定給付企業年金法施行規則及び関連通知並びに厚生年金基金関連通知の一部改正について」のうち、「有識者会議を受けた財政運営基準等の一部見直しについて」以外に係る内容に対する意見を別紙のとおり取りまとめ、提出いたしますので、何卒ご高配賜りますようお願い申し上げます。

「確定給付企業年金法施行規則及び関連通知並びに厚生年金基金関連通知の一部改正について」
(「有識者会議を受けた財政運営基準等の一部見直しについて」以外に係る内容)に対する意見

No.	該当箇所	内 容
1	全般	今回の緩和は、過去勤務債務償却期間に関するものであり、継続基準のみを対象としている。したがって、非継続基準による掛金の引上げに対して効果がなく、A I J被害の影響緩和の目的に必ずしもそぐわないものと考えられる。 そのため、非継続基準の観点からの緩和を合わせて行うよう、改正していただきたい。

以上